

## 新居浜市公告第83号

### 一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月24日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

#### 1 一般競争入札参加者の資格について

##### (1) 入札に付する事項

- ア 事業名 新居浜市戸籍システム更新事業
- イ 事業場所 新居浜市市民環境部市民課が指定する場所
- ウ 事業概要 新居浜市戸籍システム更新事業に関するハードウェア、ソフトウェア等の構築及び運用保守一式（以下「本事業」という。）
- エ 契約方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為とし、契約期間は次号に定めるものとする。
- オ 契約期間 契約の日から令和11年3月31日まで
- カ 賃貸借期間 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

##### (2) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に対し、令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たし、本事業に係る入札参加資格確認通知書の交付を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に

基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。

(エ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められること。

(オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から入札までの期間に、国の機関及び他の地方公共団体から物品の納入又は役務の提供に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 本公告に示した本事業に関するハードウェア及びソフトウェア並びに運用保守を、全て一括して供給することができる能力を有する者であること。なお、他社の製品等を納入する場合及び本市既存システムとの連携作業を行う場合は、開発を支障なく行うことができるように、開発元・発売元からのサポートを確実に受けることができる者であること。

エ 本公告に示した本事業に係る物品等を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして

貸付けできる能力を有する者であること。

オ 2者以上での共同企業体は認めない。

カ 新居浜市が提示する仕様書を満たすパッケージソフトウェアを納入することができる者であること。

キ 次の実績等の要件を全て満たす者

(ア) 人口12万人以上の自治体にて、本事業と同等内容で、運用保守を含むシステム構築事業を元請として実施した実績を有する者

(イ) 1時間程度でオンサイト保守が可能な拠点を設置できる者であること。

(ウ) 公告日において、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。

(エ) 次の者を本事業に配置できること。

a 本事業と同等内容の事業で、プロジェクトマネージャとしての実務経験を有する者を専任で配置できる者

b 情報処理技術者試験の高度試験のいずれかの資格を有する者

### (3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、申請書及び資格確認資料を提出し、副市長の確認を受けなければならない。また、当該資格確認資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 申請書及び資格確認資料は、持参しなければならない。

ウ 申請書及び資格確認資料の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 令和4年6月24日（金）から令和4年7月4日（月）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで。以下同様とする。）とする。

(イ) 提出物

a 入札参加資格審査申請書（第1号様式）

b 入札参加資格確認資料

(a) 事業者概要書（第2号様式）

(b) 納入実績報告書（第3号様式）

(c) 担当者届（第4号様式）

(d) 機密保持誓約書（第5号様式）

(e) 受付票（第6号様式）

(ウ) 提出場所

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市市民環境部市民課

(エ) 入札参加資格の確認結果は、令和4年7月8日（金）までに通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合においては、令和4年7月11日（月）までの執務時間中に当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市市民環境部市民課

ウ アにより説明を求められた時は、説明を求めた者に対し令和4年7月14日（木）までに、書面により回答する。

2 一般競争入札について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

1の(3)により入札参加資格の確認を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日時 令和4年7月15日（金）15時00分から

イ 場所 新居浜市消防防災合同庁舎4階（入札室）

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書（写しも可）を持参すること。

(3) 入札に付する事項

新居浜市戸籍システム更新事業

(4) 契約条項を示す日時及び場所

ア 契約書案、入札心得（新居浜市建設工事入札者心得に準じる。）及び仕様書（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 仕様書等の閲覧期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月14日（木）までの執務時間中とする。なお、7月5日（火）以降は、入札参加資格を認めた者のみ、閲覧することができる。

(イ) 仕様書等の閲覧場所

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市市民環境部市民課

イ 仕様書等についての質問

(ア) 仕様書等についての質問は、「新居浜市戸籍システム更新事業」に関する質問書（第7号様式）に記入の上、PDFファイルとして保管し、電子メールに添付して行うこと。併せて、担当者届（第4号様式）と送付状（社印のあるもの）を送付し、到着確認を行うこと。

(イ) 前号の方法によらない質問は、一切受け付けない。

(ウ) 質問は、必ず質問する箇所について、引用する文書名、頁数、項番等を明記の上、該当する箇所の文章を引用して行うこと。

(エ) 質問は、担当者届で届け出た者を通して行うこと。

(オ) 質問の提出期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月13日（水）まで

(カ) 質問の提出場所 電子メール [simin@city.niihama.lg.jp](mailto:simin@city.niihama.lg.jp)

(キ) 質問に対する回答は、本市公式ホームページ内、市民課ページ上に掲示する。なお、入札条件に係る質問は6月29日（水）まで受け付け、7月4日（月）までに回答を掲示する。その他の質問については、入札参加資格を認めた者の質問について、回答を掲示する。

(ク) 入札後は、仕様書等についての不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(5) 予定価格

公表しない。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 落札後提出すべき書類

ア 配置予定技術者調書（第8号様式）

イ 入札書に記載された金額に対応する経費内訳書（様式任意）

(ア) 品名、品番、数量、単価、金額等を記載すること。

(イ) 経費内訳書は、参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(9) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 電報又は郵送による入札は、認めない。入札代理人は、入札開始時に、その代理権限を証明する書面(委任状) (第9号様式)を提出し、入札執行者の確認を受けること。

(イ) 入札書(第10号様式)に記載する金額は、月額金額とすること。

また、参考として総額(賃貸借期間である72か月)を下段に記載すること。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札書(第10号様式)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(月額)を入札書に記載すること。

(エ) 最低価格者が予定価格以下とならず落札しない場合は、引続き2回目の入札を行い、2回目の入札でも落札しない場合は、2回を限度として見積合わせを行う。見積合せでは、見積書(第11号様式)を提出すること。

(オ) 落札後に、「市・落札事業者・リース会社」の三者による賃貸借契約を希望する場合は、入札時に、第三者をして物品の貸付けを行えることの証明書(第12号様式)を提出すること。

(カ) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。辞退する場合は、入札辞退届(第13号様式)を提出すること。

イ 情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ対策基準)及び情報セキュリティ実施手順の閲覧方法

(ア) 閲覧できる者 入札参加資格を認めた者(入札参加資格確認通知書を持参すること。)

(イ) 閲覧期間 入札参加資格確認通知書を受け取った日から、令和4年7月14日(木)までの執務時間中

(ウ) 閲覧場所 新居浜市市民環境部市民課

ウ 問合せ先

新居浜市市民環境部市民課 電話(0897)65-1232